

第3章

日印戦後処理の一側面

—在印日本資産と在日インド資産の返還交渉—

佐藤 宏

要約

1952年6月に締結された日印平和条約は、その第4条で在印日本資産の返還、第5条で在日インド資産の返還ないし補償を定めた。特に前者はサンフランシスコ平和条約にはみられない条項で、インド政府とりわけネルー首相の日本に対する友好感情の象徴とみなされた。しかし、両国資産の返還、補償交渉は、最終的な解決まで約7年間を費やした。在日インド資産の返還と補償が、戦時下の敵産管理問題などと絡んで、その解決が長引いたためである。ともあれ、1958年から59年にかけて完了した両国資産の返還と補償によって、日本は政府レベルでの対インド戦後処理を終え、50年代半ば以降本格化したインドの経済建設に官民を挙げて関与する足掛かりを据えることができた。

キーワード： 日印平和条約 サンフランシスコ平和条約 在日インド資産 在印日本資産 敵産管理 戦後処理

- 目次 -

はじめに—日印平和条約と資産返還・補償問題

第1節 日印平和条約の資産返還条項

第2節 在印日本資産返還交渉の経過

おわりに

はじめに—日印平和条約と資産返還・補償問題

筆者は既稿[Sato 2005]で、日印平和条約の締結過程において、第二次大戦中の在日インド資産と在印日本資産の返還ないし補償の問題が締結交渉のひとつの争点となっていたことを指摘した。しかし同稿では資産返還交渉そのものについては、その輪郭を描いたのみであり、あらためて交渉過程により立ち入った検討を加えるのが本稿の課題である。

日印平和条約の批准から在印日本資産、在日インド資産相互の返還ないし補償の完了に至るには、1952年8月27日から1959年6月20日まで、約7年間の期間を要した。のちに紹介するように、1958年初頭に原則的な立場が合意されたあとの約1年半は、実際の返還、補償手続きに要した時間であるので、これを差し引いても約5年あまりの期間を必要とした。

返還、補償問題に時間を要した主な原因は、インド側が日印平和条約第4条による在印日本資産の返還問題を、第5条に定められた在日インド資産の返還ないし補償問題とセットにして解決を図ったことに求められる。しかしながらこうした立場を取るにあたって、インド側にも相当の理由が存在した。第二次大戦中、日本の参戦初期の段階を除いて、在日インド資産は敵産管理のもとにおかれなかったがゆえに、日本政府はその実情を把握しておらず、このことが戦後のインド資産の返還ならびに補償を難しくした側面もあった。日本政府がインド資産の返還や補償をどの程度実施するかを見極めてから、在印日本資産の返還に手をつけようというインド側の対応は、日本側の交渉当事者をいらだたせた。この二つの問題を関連づけるというインドの立場は、先立つ平和条約締結交渉の過程においてもみられた。

本稿は、日本外務省側の記録にもとづいて、平和条約締結後の資産返還・補償交渉の経緯を時間の流れに沿いながら再構成するものである

¹。資料の不足から十分な解明や論証のできない部分も残されている。その意味では本稿は資料の整理という段階にとどまっているが、戦後の日印関係のなかでこの交渉のもつ意義についても可能なかぎり考察を加えてみたい。

第1節 日印平和条約の資産返還条項

本論に入る前提として、日印平和条約の関連条項、特に第4条(在印日本資産の返還)および第5条(在日インド資産の返還ないし補償)の規定が、どのような経緯をへて生み出されたのかを概観しておこう²。また交渉に関連する第10条(紛争の解決)の内容も短く紹介しておこう。日印平和条約は、主として台湾の帰属、日本領土(沖縄など)のアメリカによる占領継続について、サンフランシスコ平和条約(以下サ条約)の内容に同調できないインドが、日本とのあいだで独自に締結した二国間平和条約であった[Sato

2005]。

1. 第4条—在印日本資産の返還—

賠償問題については、対日講和の議論のかなり早い時点から、インドが日本への賠償責務の免除を主張してきたことが知られている[Sato 2005: 15, note2]。こうしたインドの好意的な姿勢は、フィリピン、インドネシアなど東南アジア諸国に根強い賠償要求に対処せねばならない日本にとっては、きわめて貴重なものであった。

だが、インド側から 1952 年 12 月 22 日に提示された最初の条約案文では、サ条約第 14 条(a)(2)をほぼそのまま引いて、案文第 5 条で戦時中の在印日本資産の接収が主張されていた[記録：40-1]。すなわち

Article 5 (a) Subject to the provisions of paragraph (b) below, India shall have the right to seize, retain, liquidate or otherwise dispose of all property, rights and interest of –

(i) Japan and Japanese nationals

(ii) Persons acting for or on behalf of Japan or Japanese nationals

(iii) entities owned or controlled by Japan or Japanese nationals

そのうえで、以下のように同条(f)項において本平和条約に規定されたもの以外の賠償と占領費用等の請求権が放棄される。これはサ条約第 14 条(b)項そのままである。

(f) Except otherwise provided in the present Treaty, India waives all reparation claims, other claims of India and Indian nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of prosecution of the war, and claims of India for direct military costs of occupation.

連合国にあった日本資産の放棄はサ条約のなかでは、明らかに賠償の一形態とみなされているものである。在印日本資産の内容とその金額は、1953 年 10 月の日本外務省資料³によれば当時の額で約 2100 万ルピー、15 億円程度のものと考えられた（詳しくは後述）。

51 年 12 月 31 日からの非公式交渉で日本側は直ちにこの案文への異議を表明した。日本側の非公式意見書では、サ条約の第 14 条(a)(2)項がいうように、在外資産の処分は賠償の一形態であり、インド政府はこれまでも日本への賠償請求を否定していると指摘し、あらゆる在印日本資産の返還を求めた。

日本提案は、サ条約第 14 条(a)(2)に対応する在印資産接収の部分を、日本への返還の文章に改め、そこに、'Except otherwise provided in the present Treaty,'から始まるサ条約(b)に対応する項を付加している[記録:63]。核心部分は以下のとおりである。

India will return or restore in their present form all property, tangible or intangible, and rights or interests of Japan or its nationals which were within India at the time of the commencement of the war and are under the control of the Government of India at the time of the coming into force of the present Treaty (以下省略)

この点に関して非公式意見書は次のように指摘する[記録: 47-8]。

In view of these circumstances, if the Government of India could agree to the above formula, it would be deeply appreciated by the Japanese people as an evidence of the friendly feeling of the Indian people toward them.

第2回の非公式交渉（1952年1月4日）のなかでは、インド側が在印日本資産の返還に反対する主張を展開した。トリヴェディー(Trivedi)一等書記官の発言を[記録]の該当部分から引用する[記録：10]。

トリヴェディーは「太平洋戦争で日本、香港、シンガポール、インドネシア等の各地にいたインド人商人の受けた損害は、少なからざるものがある。これらに対してはこれまで何らの補償も行われていない。もし、在印日本財産の売得金を返還することになれば、右の補償はインド国民納税者の負担においてしなければならないことになる。インドは貧乏国だから、これは重大な問題になるわけである。」と述べ再考を求めた。わが方は再考を約し、「金額は大したものではないので金が問題なわけではない。われわれとしてはその返還によって大きな政治的効果がえられるとの考慮から提案した次第である。」と述べたところトリヴェディーも、「その趣旨はよくわかっている。」といった。

このやり取りで、日本側が納得したものとインド側は理解したようである。第3回の非公式交渉（1月9日）で日本側が提示した正式意見書では返還要求が繰返された。これに対し、K.K.チェットウール(Chettur)連絡事務所(Liaison Office)代表は、「貴方はすんでしまったことを戦前の状態まで返そうとしているのか」といい、トリヴェディー一等書記官は「この点についてはインド案に同意されたものと思っていたが、原案にかえられたわけか」と極めて否定的な反応を示した[記録：13]。

インド側のこの問題での対応変化は、本国側で生じた。その背景は後に検討するとして、6月3日のインド側最終案では、在印日本資産に関する日本側の上記提案文をごく一部の語句を修正したのみで受け入れている。それだけでなく、インド政府は新たに1条をおこして、賠償の全面的な放棄について規定した。また、サ条約において、賠償の義務を認めただうえで、条約に規定されるもの以外の賠償を放棄している第14条(b)をわずかに修正のうえ、第6条(b)としてこれに付記した（唯一の賠償対象である在印資産も第4条で返還するのなら、”Except otherwise...”の節は必要ないはずだが、条文には残されている）。すなわち以下が第6条である[記録: 69]。

- (a) India waives all reparations claims against Japan.
- (b) Except otherwise provided in the present Treaty, India waives all claims of India and Indian nationals arising out of action taken by Japan and its nationals in the course of prosecution of the war, as also claims of India arising from the fact that it participated in the occupation of Japan.

インド側の最終案を岡崎外相にあてたチェットウール大使（52年4月28日の国交回復で大使就任）による表書きでは、在印資産の返還に触れ、在外資産の処理は賠償にあ

たる(disposition of the Japanese overseas assets is no more than a form of reparations)という日本政府の示唆(suggestions)をインド政府が受け入れた(accepted)むね、特に強調しているのが注目される[記録: 66]。

日本側の正式意見書提出からインド側による最終案提示の間の約6ヶ月という期間は、条約締結交渉は短期間で完了するであろうという大方の予想を裏切ることになった。その遅れのすべてが、在印資産問題をめぐるインド国内での見解の対立によるというわけではないだろう。しかし、この間のインド側の「譲歩」は、日印平和条約をサ条約よりはるかに日本にとって有利な内容にしたのであるから、きわめて重要な方針転換であった。6ヶ月は単なる遅れであったのか、あるいは方針転換に必要な時間であったのか。いくつかの事情を推測することができる。

まず、インドの国内事情としては、第1回連邦下院選挙の実施と新議会の開催、J.ネルー(Nehru)首相による各州視察という極めて重要かつ多忙な日程がひしめいていたことがある。ネルーは1952年1月31日の州首相あて書簡で「過去2, 3ヶ月インドの政治生活は選挙に集中された」と述べている[LCM2: 553]。『朝日新聞』(1952年1月30日付け)ニューデリーAFP電は、インド政府が日本の意見書を詳細に検討中であるとしている。インド議会でも日印平和条約への関心は高かった。連邦下院でH.V.カマト(Kamath)議員が、アチソン米國務長官がインドはサ条約に反するいかなる条約にも調印できないと発言した旨指摘したのに対して、インドは日本と交渉しているのだとネルーは返答した。サ条約より有利な条約をインドが日本との間で結ぼうとしていることへのアメリカの反応を危惧した質問であった⁴。

また『朝日新聞』(1952年2月24日付け)は大島特派員名により、日本にあったインド人資産の返却、損害に対する補償は条約から切り離す(下線引用者)ことをインドでは検討中であり、外務政務次官の言として、インド側は「最近二つ三つの修正を申し入れたが、いずれもいずれもきわめて小さなもの」と報道している。在日資産への関心が指摘されている。

このように、国内の政治日程、アメリカの牽制、在日資産問題などが、日本の提案への対応を決定する上でインド政府が考慮にいれるべき要因であったろう。なかでも、在日インド資産の返還と補償の問題が、態度決定の上で最大の要因ではなかったかと筆者は推定するが、その推定を支持する材料については、のちに触れることにしよう。

2. 第5条—在日インド資産返還・補償問題—

戦前の在日インド資産⁵の額について、1953年10月の外務省資料は大蔵省為替局総務課検査係の調査資料(昭和16年6-7月)をもとに、表1のような内訳を示している。総額約1700万円である。しかし、1941年12月8日の日本による開戦時までに商品、動産などの処分がどの程度進んだのかは把握されていない。

ともあれ、開戦時に日本国内に存在したインド人の所有資産は敵産管理法施行令(昭和16年勅令第1179号)第1条の規定にもとづき、昭和16年12月24日付け大蔵省告示第585号によって敵産として指定されたイギリス(インドおよび海外領土を含む)国民に属する資産として敵産管理法(昭和16年法律第99号)の適用範囲に入った。しかし実際の管理面ではインド人資産に対してはイギリス人のそれに対するように日本政府が積極的に敵産管理人の選任をして管理ないし処分をすることはなく、例外的に4件の株式保有に関して敵産管理を行ったのみであった⁶。さらに翌43年3月1日の大蔵省告示第70号によってインドは敵国の範疇から除外され、インド人資産は敵産管理法の適用を受けないことになった⁷。ここで依拠している外務省国際協力局第四課の文章は続けて次のように述べる。「右の次第であるから、戦時中インド人所有財産は大部分実際上は何らの拘束を受けず通常の日本人所有財産と同様の取り扱いを受けていた、といえるのである。」こうした理解は、連合国資産と異なりインド人資産は日本政府の管理下になかったこと、それゆえに公式の記録が存在しないこと、さらに戦争中の売買をはじめとする処分、戦災による被害などに対して日本政府が責任を負う立場になかったという主張につながった。したがって皮肉なことに、日印平和条約第5条に在日インド資産の返還と補償がうたわれたにもかかわらず、日本政府の手元には、ごく一部の例外を除いてインド資産に関する情報は、ほとんど残されていなかったのである⁸。

「帝国ノ戦争目的ヲ理解シ大東亜建設・協カスル」ことをもって資産凍結の解除と敵産管理の除外をしたのであれば、その結果によって生じた資産保有者の不利益に対しては、自由に処分できたはずだと突き放すのではなく、「かつての」協力に対して補償を厚くするという対応も充分考えられることではあるが、国家としての戦後日本はそうした発想はとらなかった。

在日インド資産の返却ないし補償に関する日印平和条約第5条については、第4条にみられたほどの意見の対立は生じなかった。インド側が提示した最初の条約案第6条は、サ条約第15条を引きうつしたもので、条約発効後9カ月以内の申請により、1941年12月7日から1945年9月2日の間に日本国内に存在した有形、無形の財産、あらゆる権利の返還、ないし返還不能な場合の補償を規定した。大きな差異といえば、インドへの補償が、1951年連合国財産補償法に規定される条件よりも不利でない条件で行われる、という部分である。つまり最低限連合国並みの補償を確保するという主張である。

これに対して日本側は、インドとの関係では、在日インド資産はもともと敵産管理に入っていなかったので、「返還」条項の必要のないこと、サ条約第15条が定めているその他の権利関係もインドには当てはまらないとして、ごく簡単な以下の条文を逆提案した[記録:58]。

If any property, tangible or intangible, right or interest of any kind of India and its nationals which was within Japan on December 7, 1941 has suffered injury or damage as a result of war, compensation will be made on the terms of the Allied Powers Property Compensation Law

(Japanese Law No. 264, 1951).

表1 在日インド資産の内訳(昭和16年6-7月)	
資産の種類	価額(円)
土地	431,113.30
建物	979,788.00
動産	1,907,053.00
商品	6,753,419.42
株式	238,361.00
公社債	436,107.01
電話	4,250.00
現金	1,888,650.00
預金	7,488,363.57
債権	4,512,552.06
その他	11,076.00
計	24,650,733.36
負債	6,771,055.81
差引残高	17,879,677.55
出所:外務省国際協力局第四課「在日インド財産の返還及び補償の現況について」昭和28年10月	

しかし、インド側は一貫して「返却」規定は必要であること、補償も含めてインドは連合国よりも不利でない条件の適用を受けるべきであると主張した。第2回非公式交渉(52年1月4日)でのやり取りでも、インド側(トリヴェディー)からの次のような指摘がある[記録: 10]。

「インド人の財産は、インド国民軍が編成されるまでは、敵産として取扱われ、その後管理を解除された。不動産については問題ないが、銀行預金について問題がある。インド人の預金は大体正金と台湾銀行に集中していたが、これらが閉鎖機関になったため、総司令部民間財産管理局から制限を受けている。ところが、米英人の預金は敵産管理を受けていたためすぐ全額払戻を受けられるが、インド人の預金はいまだ払戻を受けないという不利な結果になっている」したがって「米英人と同程度の取り扱いを受けたい、そのために財産の「返却」についての規定を置く必要があるのではないか」

この問題は、細部の技術的論点を含むため、第3回非公式交渉では、大蔵省の関係官を入れた研究が必要であるとの合意になった[記録: 13]。

上記トリヴェディー発言は、敵産解除の時期について不正確な部分があり⁹、「不動産には問題ない」という認識もその後の展開を考えると楽観的であった。平和条約交渉の段階では、インド側は返還も含め、連合国と同等の取り扱いを受けるという保証があれば、在日資産が問題なく返還ないし補償されると期待していたのである。インド側が提案した最終案文は、日本による極めて簡略な規定ではなく、サ条約の関係部分も取り入

れたものとなっている。日本側も基本的にこれを受け入れ、返還と補償の双方を含む以下の第 5 条が合意されたのである。

Upon application made within nine months of the coming into force of the Treaty, Japan will, within six months of the date of such application, return the property, tangible and intangible, . . . 中略 . . . which were within Japan at any time between 7th December 1941 and 2nd September 1945, unless owner has freely disposed thereof without duress or fraud.

中略

If any such property was within Japan on the 7th December 1941 and cannot be returned or has suffered injury or damage as a result of war, compensation will be made on terms not less favourable than the terms provided in the Allied Powers Compensation Law of Japan (Law No. 264, 1951).

しかし、実際に資産返還申請が行われると、申請の多くが書類の不備や確認不能のゆえに却下されるという事態が生まれた。敵産管理を受けていないことが、逆にインド人資産が連合資産よりも不利な扱いを受ける原因となった。インド側からすれば、日印平和条約でインドは日本に対して連合国よりも有利な条件を提供したのに、資産の返還と補償の問題では、日本は連合国よりも不利な条件を押し付けていると反発するのは理解できないことではない。在印日本資産返還は、いずれにせよ在日インド資産問題への対応と関連をもたないわけにはいかなかった。

3. 第 10 条—紛争の解決—

第 10 条は紛争の解決について定めている。サ条約では第 22 条において国際司法裁判所での仲裁が定められているが、インド側は二者間の協議を主張した。日本側もその趣旨を質問したにとどまり、最終的な条文はインドの提案通り、「先ず交渉により解決を図り、六箇月以内に解決のつかない場合は、両国間で定める方法による仲裁によって解決される」と規定された。資産返還問題では、協議が開始されてから 5 年ほど経過した後、「十条協議」といわれるこの条項を適用して在日インド資産の補償問題を解決することになった。

第 2 節 在印日本資産返還交渉の経過

平和条約締結から丸 7 年を要した在印日本資産返還交渉は大きく 4 段階に分けられる。第一段階は平和条約の締結を受けて、第 4 条に基づく在印日本資産の返還に日本政府が着手した時期である（1953 年末まで）。この段階では返還さるべき在印資産の内容自体を確認することが先決であった。第二段階では、日本側による公式の返還要請に

対するインド側の姿勢が明らかになった。つまり在印日本資産の返還に対しては、第5条における在日インド資産の返還、補償を絡めて対応するというインド側の姿勢が明らかになり、返還交渉の早期解決は困難になった（1954年）。在日インド資産の返還、補償が在印日本資産返還の前提となったことから、第三段階では政府レベルでの交渉とともに、在印資産の大口所有者（主として銀行、商社）によるインド政府との「水面下」での交渉がもたれた。さらに政府間交渉と「水面下」交渉の接点に立っていたインド商工省幹部（K.B. Lall）の訪日により、第4条と第5条問題の並行的な解決が図られ、在日インド資産の補償問題は、平和条約第十条に基づく両国間の協議をつうじて解決されることになった（1957年）。最終段階（1958年以降）では在日インド資産補償に関する十条協議を背景に、58年7月に在印日本資産が返還された。十条協議完結に関する最後の公式書面は59年6月に交換された。以下各段階での展開を追ってみたい。

1. 在印日本資産の全容

日本政府は条約締結直後から在印日本資産の返還に動き出した。平和条約締結から約1カ月後の52年7月16日、アジア局では第四課を担当課として第4条の在印資産返還実施に向けて、日本側としての方針の策定にのり出した¹⁰。このとき条約はまだ批准されていない。この段階ではインド政府（具体的にはボンベイの敵産管理局）のもとにある日本資産の実態自体が不鮮明であり、財産の形態とその額に関する正確な情報をインド政府側に求める必要があった。この時点で日本側が得ていた情報は、河崎一郎臨時代理大使の報告によるものであり、ボンベイの敵産管理局の保有する日本資産の内訳（現価額）は、おおよそ以下のような内容であった¹¹。敵産管理といってもほとんどが売却などの処分は受けておらず、ある意味で資産凍結というべき状態であった。

(1) 不動産（土地・建物）	34,000	ルピー（以下単位同じ）
(2) 株式（会社）	2,550,000	
(3) その他証券（公債等）	750,000	
(4) 商社利潤	25,000	
(5) インド帰属日本商社保有現金残高	19,122,000	
(6) 敵産管理局保有その他日本人所有現金残高	3,181,000	
総計	25,663,000	¹²

日本政府としてはインド政府から正式な情報を引き出す必要があると同時に、第5条と異なって第4条では返還手続きが定められていないことから、在日連合資産の返還手続きを参考に、インド側と返還手続きの詳細を取りきめる必要もあった。

この段階では、次の引用に見るように、返還の見通しについて第四課の文案にはかなり楽観的なトーンが感じられる。すなわち、「在外日本資産の返還は、桑港及び日華

の両和平条約のいずれにも該当規定がなく、今回の日印平和条約によって初めて実現したものでこのインドの日本に対する好意を十分に考慮し、訾細な事項について紛争を惹起することなく、順調に返還が行われるよう大局的観点に立つ必要があら(マ)う」というのである。しだいに明らかになるインド側の硬い反応は日本側の楽観的な見通しを超えるものであった。

52年9月末インド駐在の西山勉初代大使は、凍結されている日本人資産の一部を「日印文化交流財団」という組織のたちあげに利用する提案を本国外務省に打診している。しかし同年末までには、この案は断念された¹³。同年11月10日のインド連邦下院では、在印日本資産についての質問が提出された。ある議員は資産売却代金の一部を日印文化関係の促進に用いるという案が日本政府から提示されているのではないかと質したが、D.P.カルマルカル(Karmarkar)商務相は認識のかぎりがないと答えた。また他の議員は在日資産を(在日インド資産の)損害補償として没収すべきではないかと質したが、ネルー首相が「凍結資産は返還される」のであり、インドは「さらなる補償は要求していない」と回答した¹⁴。翌1953年6月18日、外務省は西山大使に対して、「国内所有権者の要望も次第に強くなってきた」ため、あらためて在印日本資産返還をインド政府に「督促」する訓令を下した。入れ違いのように、西山大使からは在印日本資産と在日インド資産の相殺論がインド政府内にあることが報告され、外務省はこれを不可能とする見解を通報した。1953年8月までに日本側はインドとこの件で7回の接触を持っているが、相殺論の出所がインド政府内で在印資産を所管する商工省であることも、しだいに明らかになった¹⁵。同年の11月には、インド外務省極東局長 T.N.カウル (Kaul) からも「第4条のみを先に取り上げることはない」という立場が伝えられた¹⁶。

この間、在印資産額については新たな情報が提供されている。さきの総計 25,663,000 ルピーのうち、4,386,000 ルピーが印パ分離の際にパキスタンに移譲されたためボンベイの敵産管理局が管理している資産額は 21,277,000 ルピーであるとされた¹⁷。インド政府は 1953年8月までに、52年6月(2回)、8月、12月、53年4月、7月、8月の7回にわたり日本政府に対して在印日本資産の詳細を通報している。これにより在印日本資産の全容は明らかになった。アジア局第四課が 1955年5月22日付けで作成した「在印日本資産の内訳」に、その内容が整理されている。

インド政府が通報してきた 53年2月28日現在の資産内容は以下の表2のような内容であった。現金残高は日本の法人および個人(合計 250件)による預金残高である。また表2の預金のうち、1万ルピー以上の預金者のほとんどが法人であり、後述するように、これら法人を中心に在印日本資産返還期成同盟会が結成された。また非流動資産のうち株式保有は6件のみである。うち1件が個人の保有する Kabbur Dyes Ltd.社株式、残り5件が Indian Iron and Steel Co. Ltd.(IISCO)の普通株で、そのうち3件は法人(Indo Japanese Trading Co. Ltd., Tokyo; Clive Street Nominee Ltd.(A/c. Indo Japanese Trading Co. Ltd.); Kishimoto Shoten Ltd., Osaka)である。在印資産返還時の資料ではもう IISCO にはも

う 1 名の個人株主がいたことが記されている¹⁸。

さらに保険会社 2 社（大正海上火災、東京海上火災）によるインド政府債のほか、横浜正金銀行が額面で総額 291 万ルピーあまりのインド民間会社の株式を担保として保有していたが、後者は 53 年 2 月 28 日時点ですべて時価を喪失している。不動産は 1 件である。Japan Cotton Trading Co. Ltd., Bombay¹⁹の所有する 2 階建てビルで、位置はボンベイの Mazgaon Sewree 地区、ボンベイ港湾トラストからの借地であった。

なお日本の領事館および領事職員の財産は、別途返還され上記の中に含まれないと、この内訳には注記されている²⁰。さらにインドとパキスタンの分離独立時には、その時点での在印日本資産総額（評価額で 25,065,000 ルピー）の 17.5%相当（4,386,000 ルピー）をパキスタンに現金で移譲した²¹。

区分	(単位:ルピー)	
	帳簿価額	現在市価*
現金残高	18,393,210	18,393,210
非流動資産		
株式	3,895,790	2,515,884
政府証券	760,400	686,737
不動産	34,000	34,000
非流動資産合計	4,690,190	3,236,621
合計	23,083,400	21,629,831

出所:外務省アジア局第四課「在印日本資産の内訳」昭和30年5月22日
注: 表作成にあたり、価額は小数点以下(アンナ、パイ)を切り捨てた。
* 1953年2月28日現在。

預金残高 1 万ルピー以上の「大口」所有者のみの表 3 は、在印日本資産問題が事実上、戦前からインドで活動してきた商社、銀行、保険業など民間企業への資産返還問題であることをよく示している。すなわち、総件数 250 件のうち、これら「大口」所有者 29 件の預金残高総額は、18,053,443 ルピーで預金総残高の 98.15%を占めている。29 件のうち個人名口座と思われる件数が 6 件あり、これらは合計しても 1,219,645 ルピーにすぎない。残り 23 件の法人名口座の預金残高は合計で 16,833,798 ルピーである。23 件の預金残高もまた、その 68.5%を横浜正金銀行、東洋棉花、台湾銀行の上位 3 社が占め、6 位までの日本棉花、三井物産、三井銀行を合わせると 85.6%に達する。

これら大口法人が中心となって、在印日本資産の早期返還を求める「在印日本資産返還期成同盟会」が組織されることは、以下の 3 で詳しく述べることにする。

番号	預金残高 所有者名	預金残高
7	Bank of Taiwan Limited	1,345,253
13	Clive Street Nominees, Limited (A/c Indo-Japanese Trading Company Limited)	470,007
16	Dai Ichi Ginko Limited	26,886
29	Gosho Kabusiki Kaisha	511,493
30	Hasegawa Boeki Kaisha	233,024
32	?	150,996
53	Indo-Japanese Trading Co.. Limited	337,575
65	Japanese Association (Japanese Gymkhana)	60,297
72	Japanese Ligation, Kabul	13,941
82	Kishimoto Shoten Limited	18,352
83	?	20,938
108	Mitsui Bank Limited	684,635
109	Mitshubishi Shoji K. Limited	40,585
110	Mitsui Bussan Kaisha Limited	1,107,389
130	Mitsui Bussan Kaisha Limited/Bridgestone Tyre Co., Ltd.	273,555
136	Nissho Co.. Ltd., Bombay	94,678
138	Nippon Menkwa Kabushiki Kaisha (Japan Cotton Trading Co. Ltd.)	1,123,178
143	Nichi-in-Shokai	56,578
150	Nichizui Trading Co., Ltd.	35,578
158	One Hundredth Bank, Limited, Tokyo	30,269
176	Shima Trading Co. Ltd.	106,062
204	Toyo Menka Kaisha Limited	3,628,691
205	Tokio Marine and Fire Insurance Co. Ltd./Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	113,142
207	?	741,420
209	Taisho Marine and Fire Insurance Co. Ltd./Mitsui Bussan Kaisha Ltd.	29,522
210	?	238,113
221	?	49,617
228	Yokohama Specie Bank Limited	6,493,108
247	?	18,561

出所:表1の資料、別添第1, Statement Iから作成(番号も本資料での番号)。
注:法人名は資料に表記の通り。?は個人名で不明。アンナ、パイは切り捨てた。

2. 在日インド資産問題

1954年に入り6月12日には西山大使がネルー首相と直接に会見し、資産返還を要請する口上書を提出した²²。また同月22日、カウル外務省極東局長の意見として日印の資産を相殺する「帳消し案」が提示された。つまりインド側は明言をしていないものの、第4条の日本資産の返還を第5条のインド人の在日資産問題と絡ませ、後者の満足ゆく解決が見られない限り、日本人資産の返還に応じないという「戦術」に出ていることは疑いなかった。こうした「戦術」の背景には、在日インド資産の返還ないし補償が、かならずしもインド側が期待したように円滑に実施されていないという現実があった。時間をややさかのぼって、在日インド資産の返却と補償をめぐる両国間の交渉の経緯を整

理してみよう。

日本の敗戦後、連合国資産問題を管轄していた最高司令部民間財産管理局（略称 C.P.C.）はインド資産についても日本政府に調査を命じているが、そのほとんどが敵産管理を受けていなかったことから、占領期には、インド資産問題は全く処理の対象とならなかった²³。日印平和条約の締結によってはじめて、インド資産の返還が日程に上った。

すでにみたように同条約では、在日インド資産返還申請の受付期間は第 5 条により平和条約発効（1952 年 8 月 27 日）から 9 カ月以内と定められていた。その期限である 1953 年 5 月 26 日までに出された返還申請は 112 件であった。別に 110 件の現状調査請求書が提出された。日本側は事前の説明で、日本政府に資料のないことをのべ、なるべく詳細な説明書ないし関係者の口述書を添付することを要請したが、多くの申請書が「財産を不正確に羅列したに過ぎないもの」であった²⁴。そうしたことから、53 年 9 月までに返還がおこなわれたのは、敵産扱いとなった 4 件の株式所有を含め（注 6 参照）、7 件にすぎなかった。外務省の担当課文書も、「大部分が返還不能となればインド国民に与える影響は大きいものがあると考えられるので、在印日本財産の返還との関係より日本側のインド財産返還不能の発表は相当慎重を要するものがあり、先方の出方によっては高度の政治的考慮を要する」²⁵と危惧の念を表している。申請のあったほとんどの事例について、第 5 条の定める返還期限である申請から 6 カ月（遅くとも 53 年 11 月 26 日）を過ぎても解決が見られなかったのである。交渉のその後の動きを追うまえに、限定的ではあるが、返還請求者のプロフィールをのぞいてみよう。

表 4 は、112 件の返還請求のうち、法人名であることが明らかな 31 件のリストである（4 と 49 の同一法人名 1 件を引けば 30 件）。ほとんどの法人は現状調査と返還の請求を合わせ提出している。資料開示の際に個人名とみなされたものは非開示扱いを受けているので、そのなかにもインド人貿易商が含まれているはずである。ともあれ、表 4 を、戦前アジアの通商網におけるインド人貿易商の活動を分析した[籠谷 2000]のデータと突き合わせてみると、返還請求者のなかに日本製綿布などを扱う、かなりな数の繊維品貿易商が存在することが確認できる。

第一次日印会商（1933-44）によって締結された協定を受けて 1934 年 4 月以降、対英領インド綿糸布輸出は「日本綿糸布印度輸出組合」の統制下に置かれた。その組合員（35 年 4~9 月）一覧[籠谷: 220-221, 表 5-18]と照合すると、表 4 の Valiram Sons(番号 9), Vasunia & Co.(11), J. Kimatrai & Co.(35), B. Durlabji & Co.(57), Gurdial Naraindas & Co.(59), Batheja Bros(83)の 6 社が組合員であったことがわかる。また 34 年 6 月から 12 月の間、シンガポールで日本綿布などの輸入に従事していた貿易商[同上: 188, 表 5-4]には、J. Kimatrai & Co.(35), Wassiamull Assomull & Co.(64), J.T. Chanrai & Co.(76)の 3 社がある。G. Bheroomal & Sons(27)は日本綿布を蘭領東インドに輸出し[同上: 207, 表 5-12]、J.Kimatrai & Co.(35)は対ビルマ日本綿布輸出商としても現れる[同上: 494, 表

10-17]。在日資産返還請求者のなかには、このように日本からシンガポール、ビルマ、蘭印などへと連なる通商ルートに展開する有力な繊維品貿易商が含まれていたことが確認できる。

番号	請求者名
4	Messrs D.H. Vakharia & Co.
5	Messrs Dalamal & Sons
9	M/s Valiram Sons
11	M/s Vasunia & Co.
12	The Bank of Baroda
15	M/s K.A.J. Chotirmall & Co.
22	M/s Santram & Sons
27	M/s G. Bheroomal & Sons
29	M/s Daldas & Sons
30	M/s Dawood & Co.
34	M/s I. Prensing & Sons
35	M/s J. Kimatrai & Co.
38	M/s New Eastern Export Import Ltd.
41	M/s K. Mangharam Bros.
42	M/s Sincere Trading Co.
49	M/s D.H. Vakharia & Co.
50	M/s B.G. Desai & Bros.
52	M/s Devani & Co.
55	M/s K. Hassaram & Co.
57	M/s B. Durlabji & Co.
59	M/s Gurdial Naraindas & Co.
61	M/s T. Melvani & Co.
64	M/s Wassiamull Assomull & Co.
70	M/s Goculdass Dossa & Co.
76	M/s J.T. Chanrai & Co.
79	M/s Vasant & Co.
81	M/s C.M. Karanjia & Co.
83	M/s Batheja Bros.
91	A. Narula & Co.
94	Messrs Utoomal & Assudmal & Co.
98	Narulla Bros.
注: 調査のみの請求者に、Goshi Kaisha Dave Bros.と M/s Detaram & Sonsの2社がある。	
出所: 国際局第四課「在日インド財産の返還及び補償の 現況について」昭和28年10月	

在日インド資産返還の遅滞へのインド側の不満は、1953年10月10日付けの外務省アジア局第四課による文書「最近のインド情勢—特に我国との関係について—」に、以

下のように記されている。「在日インド資産はわが方国内法上、他の大部分の連合軍(マ)の在日資産に対して返還乃至補償を受ける度合が遥かにすくない」、「インドとしては日本の取扱を他の連合国より厚くしておきながら、日本の在日インド資産に対する取扱が他の連合国資産に対するより軽いことはインド側としては不満であることは理解される場所である。」したがって「わが方としては国内法をできるだけインドに有利に解釈適用して、インド側の不満を解消し(下線引用者)、もって在印日本資産の返還を促進したい」との方向を示唆している。外務省が事態打開の糸口として期待したのは、返還が不可能な状態のもとで、何らかの補償の実施によってインド側に在印日本資産の返還を促すという方策であった。しかし、これには外国財産を管理する大蔵省の同意が必要であった。

補償については日印平和条約第5条において「連合国財産補償法(昭和二十六年法律二百六十四号)の定める条件よりも不利でない条件で補償される」との一節があることは既述した。上記補償法では適用対象は、(1) 敵産管理の対象となった国民である場合、(2) 戦時特別措置による逮捕、抑留、拘留などにより財産が処分された場合、(3) 戦時中、本国などに帰国して日本に居住していなかった場合、という三つの条件が定められ、インド人に同法を適用するとすれば第3の条件に限られてくる。しかし、インド側はインドがいったんは敵産管理の対象となったことをふまえて、(1)の条件の適用も求めた。つまり補償の対象の拡大を求めたのである。返還の事例も少なく、補償の対象も限定されることになれば、条約第5条は「空文に近いものになる」と53年10月の外務省国際協力局文書は認識していたが、「本原則に関しては大蔵省の意向は相当強硬」なのであった²⁶。

こうした立場から、場合によれば外務次官の出馬も想定して国際協力局第四課が大蔵省との折衝を開始したのが、53年11月10日であった。同月30日には外務大蔵両省合同会議がもたれた²⁷。この会議で、いったんは敵産指定が行われた事実をもとに、「第4条に関連して(下線引用者)第5条の補償の原則の緩和に努力すること」に大蔵省側も同意した。平和条約第5条の定める資産返還期限(11月26日)の切れた直後であった。

こうして外務省としては、すでに提出された返還請求については、そのほとんどが提供情報の不備ないしは戦災による滅失のために実行不能であるが、補償原則の緩和によって対処するという方針を、インド大使館経由でインド政府に伝えることができた(1954年1月7日)。そして連合国資産補償法第15条の規定をインドにも適用し、あらためて補償の申請期限を54年2月26日としたのであった。

補償に関してはこの時点でインド側から提起されたものは事実上なかったが²⁸、54年2月の期限までに提出された補償申請は64件、申請期限を54年6月末まで延長し、同7月初めまでに24件の申請が出された。インド大使館が氏名のみを掌握しているものが、このほかに41件であった(1954年7月10日現在)²⁹。

こうして、1954年の冒頭までに、在印日本資産の返却には、まず在日インド資産の

補償に関する原則の合意が前提となるという交渉の構図ができ上がった。しかし、この合意の達成もさほどたやすいものではなかった。

まず、1954年3月22日、インド大使館は口上書を提示して、平和条約第5条は「連合国内財産補償法」が補償の最低条件を示すとしたにすぎないとし、補償の早期実施を要望するとともに、東京のインド人学生協会(Indian Students' Association)および神戸のインド・ロッジ(India Lodge)所有地の返却を訴えた。さらに、初めて公式な要求として円建て資金(とくに預金)に対する円貨下落分の補償をかかげた³⁰。

日本側は5月6日付けの口上書によって、これに回答した。日本政府としては敵産措置を取らなかったインド人に対して広範な補償に同意したこと自体、すでに「連合国内財産補償法」よりも有利な扱いをしており、インド大使館の要請に応じてこの間申請期間を4カ月延長したのも同趣旨である、申請の審査には関係書類の提出が不可欠であり、速やかな提示を願いたいとした。インド人学生協会とインド・ロッジの所有地問題は返還の対象というよりは、関係当事者間の民事的な問題であるとし³¹、さらに円貨下落問題については、「同大使館のお申し出に沿い得ない旨通報することを遺憾とする」という一文で却下した。円貨下落の補償は連合国内に対しては実施していないため、日本側は、この問題がサ条約第26条にいう、非署名国に対する「より有利な条件の適用」に当たる可能性が絡むとみて、きわめて慎重であった。この最初の口上書の交換から、交渉の最大の隘路としての「円貨下落の補償問題」が浮上してきたのである。

この時期、デリーでは西山大使がネルー首相に、三宅喜二郎参事官がインド外務省極東局長カウルに会見し、在印日本資産の早期返還を促すなかで、口上書に盛られた主張をくりかえしていた³²。カウルによる両国資産の「相殺論」の示唆もこの時期のことであった。西山大使はインド側による「円貨下落による損失補償の要求は強硬で」とあるとうけとめ、この「要求が達成されない限り在インド日本財産を返還しないおそれが大であると観測」している。大使はまた事態打開のためには、補償額の総額をあらかじめ腹案で示してしまうような政治的解決を考慮する必要があるかもしれないと示唆している³³。

すでに記したように、54年7月初めまでに88件の補償申請が提出されていた。インド大使館は54年9月15日にも口上書を提出し、提出された申請の審査が遅れていることに不満の意を表した。連合国内とくにイギリスなどからの申請がほぼ決着しているとも述べている。そのため、インド人の申請者(claimants)がいら立って(impatient)きており、代理人を立てる動きがあることにも危惧を表明した³⁴。同大使館は翌日にもさらに口上書を発出し、円貨下落補償問題を中心に、日本側の5月6日の口上書に対する反論を提示した。反論は、戦争による円貨の下落について日本が補償する義務があり、在印日本資産はむしろ価値が上昇しており、戦前の円対ルピー比に基づくルピー貨による支払いを求める強硬な内容であった。これを受領した国際協力局第四課の反応も、インドは請求書類の不備を承知のうえで日本に責任を押し付けている、また在日インド資産に比し

て在印インド資産の価値が上昇しているとするのは、日本が「先方の意向通りに実施しなければ第四条を実施しないというブラフ思想の表れ」だ、などとけんか腰であった³⁵。補償申請については、インド以外の連合国も含めて申請順に処理されており、さらには書類面での不備もあり、インド人による申請の審査が遅れているかの感を与えるのはやむを得ない面もあった。実際、立証書類の整っているとみられた1件についてはこの間に補償額の決定が行われていたのである。インド側は円貨下落の補償に依然として強いこだわりを見せていたが、54年12月11日付けの日本大使館から重光大臣あての電信では、「補償を開始したのでインド側が軟化した」という表現がみられる³⁶。

3. インド商工省の役割

第三段階では、インド側では在日資産返還交渉の当事者としてインド商工省の存在が重きを増すと同時に、日本側では在印資産の返還を要求する「在印資産返還期成同盟会」³⁷が政府に対する陳情を行い、その実態は必ずしも明らかではないが、インド政府とも交渉を持つなど、交渉の打開に新しい動きが見えた。また、この問題の行き詰まりが日印関係全体に好ましくない影響をあたえるという危惧も日印双方から生まれ始めた。

1955年に入ると、連合国に対する補償の全体像も明確になってきた。2月現在での主要な補償状況は表5のような内容であった。確かに請求件数と比較してインド（パキスタン）への支払い件数が少ないことは事実である。補償は申請順に行われていたのでもインドの案件は後回しになった。55年初めころから連合国による申請の処理にめどが付き始め、「インド人の請求審査に拍車をかけ」る態勢ができたようである³⁸。

表5 在日連合国資産補償の概況

国別	請求		支払済		未払件数 額は決定	(金額の単位は100万円)			
	件数	金額	件数	金額		請求権なく返却		審査中	
						件数	金額	件数	金額
パキスタン	7	47	0	0	0	0	0	7	47
インド	88	1,395	1	2	0	1	13	86	1,373
豪州	35	110	16	41	2	1 (未定)		16	7
ニュージーランド	9	13	3	2	0	0	0	6	8
アメリカ	594	18,374	169	1,989					
イギリス	341	7,266	144	1,835					
オランダ	63	603	41	361					
フランス	35	1,515	7	84					
カナダ	27	198	8	54					

出所：国際協力局第四課「在アジア太平洋地域公館長会議説明資料」昭和30年2月23日。
注：アメリカほか5カ国は請求と支払済の数値のみ。

1955年4月6日、駐日インド大使のS. R. センが門脇季光次官と会見した。ここでは第4条の問題も取り上げられた。この時初めて交渉に商工省次官補（Additional

Secretary) の K.B. ラール (Lall) が同席した。この段階で、在日資産問題の担当省である商工省が直接前面に出てきた。ラールはこののち、資産返還、補償交渉に中心的な役割を果たすことになった。この会談を受けてインド大使館は口上書を提示した³⁹。これに対して 5 月 10 日に日本政府が回答した⁴⁰。ふたつの文書をもとに、双方の立場を照合してみよう。

インド側は、平和条約交渉以来日本に対して友好的な感情で接してきたのであり、立証証拠のこれ以上の提出は難しいが、狭い法律的な精神(narrow and legalistic spirit)で問題に対処すべきではないと主張した。また円貨の下落のためにインド側の受け取る価値額は 61 分の 1 に下落している、申請への審査が遅く補償問題は他の連合国を優先させて引き延ばしているという印象があるとも述べた。さらにインド側は、在日資産の所有者が中産階層の貿易商(middle class traders)であるのに対して、日本側は大企業(large corporation)であり、インド側には日本側ほどの余裕がないのだとも主張している⁴¹。

日本側は、敵産でないにもかかわらず連合国財産と同じ扱いをした、サ条約 26 条の関係から円貨下落補償措置や一括処理はできない、補償が処理されていないのは、書類の不備が原因であると、従来立場を繰り返した。セン大使は相殺論は考えていないとしたが、日本側は改めて相殺論に反対の意思を表明した⁴²。

日本側が従来からの立場を堅持するなか、5 月 27 日に三宅喜二郎臨時代理大使がインドでは日本がタイ特別円問題を政治的に解決した⁴³ことに注目している、日本側からの打開への姿勢は商工省が担当している日本のガット加盟問題（日本は同年 9 月 10 日に加盟）にも良い影響がうまれるなど、いくつかの情報を送っている。三宅臨時代理大使はまた、「なおインド外務省は本件に手を焼き今後は利害関係者から風当たりの強い商工省が主として自ら折衝に当たることとなった模様である」という注目すべき観察をしている⁴⁴。インド商工省次官補 K.B. ラールがセン駐日大使とともに門脇外務次官と会見したことは、この観察を裏付けている。

ちょうどこの時期に作成されたアジア局第四課の資料には、日印平和条約締結交渉時にまでさかのぼるネルー首相と商工省の対立を示唆する指摘もみられる。すなわち、「インド商工省内には、日印平和条約締結交渉の時、既に円貨下落による在日インド人の損失を理由に在印日本資産の返還に反対を唱えていたが、ネルー首相がこの反対を押切って同条約を締結した経緯ある由」とする⁴⁵。ただし、「由」とあるように、確言は避けた表現である。

インドでの観察から、三宅臨時大使はこの問題がしだいに日印関係全般に影響を及ぼしつつあるとみて、積極的な打開策を提案している⁴⁶。一万田尚登蔵相が日印協会会長であることから、インド側は彼に何らかの政治的な解決への働きかけを期待しているとも伝えている。三宅臨時大使はまた、新大使の着任に合わせて日本側が新たな打開策を打ち出すことを要請した⁴⁷。6 月 14 日、本省からは、今後の方針については吉沢清次郎新任大使と打ち合わせ中との付言とともに、その立場を「従来通り」とする返信が送ら

れた⁴⁸。

吉沢新大使は6月中に着任、7月14日に三宅参事官はルールと会見した。ルールは日本側の「5月10日付け口上書」に大変不満であり、円貨下落への補償がないなら、「日印平和条約第4条の改訂も考えねばならない」と極めて強硬であった。日印間の交渉課題であったガット問題にも触れ、「両国間の問題はレシプロカリーに解決していきたいから本件（在日資産問題—引用者）についても一層のご尽力をお願いする」と述べた⁴⁹。「日印平和条約云々」はルールによる一種のブラッフであったかもしれないが、平和条約交渉の段階からの、対日貿易関係者の利益を反映する商工省の立場が正直に述べられたものであろう。「レシプロカリー」という表現によってルールが伝えたのは、在印日本資産、ガット問題など、日本側からの各種要請へのさじ加減は、在日インド資産問題への日本の態度いかんにかかっているというメッセージである。

この間の補償の進展はインド側に在印日本資産をめぐる態度の変化を促すほど顕著なものではなかった。1955年9月20日ふたたび三宅参事官がルールと会見したが、その時点でも処理は8件（3千万円相当）にとどまった。ルールは、日印双方の当局者が共同して処理する手続きもしくは仕組みが必要であると提議した。また処理の原則、つまり円貨下落の補償問題ももちだした。三宅参事官は、1955年7月までにサ条約署名国であるパキスタンとセイロンがすでに日本人資産を返還したという事実をあげてインド側の対応を促した⁵⁰。

翌年1956年4月10日付け吉沢大使による外務省への電文においても、在印資産問題は「進捗しからず」とあり、交渉は動いていない様子である。むしろ新たな問題が当面の解決を迫った。日印平和条約第2条の通商関連条項は、新たな通商条約が締結されるまで4年間（戦争状態終結の告示後4年間）の有効性が保障されていたが（第2条b項）、その期限が56年4月27日であった⁵¹。この問題はルールの「レシプロカリー」に新しい武器を与えることになった。ルールは第2条b項を延長してその間に通商条約締結交渉を進めてもよいが、同時に在日資産問題解決についての日本側の意思表示がほしいと、二つの問題を絡める姿勢を示した⁵²。吉沢大使の報告に対して、本省からは補償問題への日本の立場の表明はすでに尽くされており、補償支払いも13件（約6700万円相当）に達し、在印資産返還要求あるのみ、との返電が打たれた⁵³。

吉沢大使は続けて4月23日、協議機関を設けるというインド側の要求を「アコモデイト」できないかと打診し⁵⁴、25日ようやく重光外相名で「大蔵省と協議のうえ係官の定例会議」をもつという「譲歩」を示した⁵⁵。吉沢大使はこれに対して、円貨下落の補償について依然としてインド側が固執していること、ルールは私案として、第4条の在印資産の返還の際に手取り額を調整すれば、「連合国とは関係のないこと」といえるだろうし、インド側も満足するだろうと三宅参事官に伝えたと報告した。ルールは「冗談」として「日本に売る鉄鉱石の価格を自分が一寸安くすればすぐ埋め合わせがつく」と述べたともいう⁵⁶。ルールはしたたかであり知恵者でもある。吉沢大使は同時に発せ

られた電文で次のように補足した。「御承知のとおり、インドの鋼材、機械、プラント、車輛等大口輸入取引において政府発注によるものは重要な部分を占めており、又数次の五ヶ年計画により大々的に開発建設される重要鉱工業の大部分は政府事業とされることになっており、且つこれを所管する官庁としては商工省が最も重要且つ有力であるから商工省の対日空気をよくすることは我国の対印経済的進出上極めて緊要と存する。」さらに、「財産問題に関するプリンシプル」や「他の連合国に対する影響」を考慮する必要はあるが、「印度財産問題の円満解決」が「日本財産の早期返還、通商条項の延長、通商条約の締結等の直接的利益」のみならず、「対印経済進出上莫大な実益をもたらす契機になるという間接的好影響」のあることを強調している⁵⁷。吉沢大使のこの指摘は、第二次5カ年計画発足期のインド経済の需要を的確にとらえており、のちの日本政府による円借款提供に至る経済外交の戦略に通ずるものといえよう⁵⁸。付言すれば、資本財の供給者としての日本という、対印通商関係上の位置づけは、同時に進行していたガット第35条の援用問題での日本側による主張の基調でもあった。ネルー首相訪日の際に、藤山外相は「現在日本の対印輸出はインド五カ年計画達成に要する資本財が主であり、日本の消費財がインド市場へ氾濫する危険は最早 (下線引用者)存しない」⁵⁹として、日本に対するガット第35条援用の撤回を要請したのである。

しかし、6月2日の重光外相の返電をみると、外務省はまったく動かされなかった。6月7日吉沢大使は財産問題については交渉の道をあけておき、そのうえで通商条項の延長に合意するというインド側の妥協案を伝えた⁶⁰。1週間後の14日に本省は返電で、さきの「定例会議」の第一回目を7月13日予定すること（インド大使館からは「ヘジマジ」商務官が出席予定）を伝え⁶¹、さらに翌日の電報では、円貨下落問題に対して「寄付を大口返還者になさしめる」可能性も示唆し、それも1割か2割程度のものという案を吉沢大使に伝えている⁶²。従来の姿勢を改め始めた本省側の最初の兆候と言うべきであろう。これに対する7月20日の吉沢大使の返電はある程度の方向性がルールとの間でも成り立ったことを推測させる。すなわち、寄付は難しいと思われるが、日本資産の返還の際に円貨下落の補償分を管理費の名目で総額の15%ほどを差し引いてもらう、その額はインド人の金銭債権の60倍に相当すると述べた⁶³。問題のその後の展開をみると、金銭債権の60倍という数字はのちにインド側が同意した水準である。管理費名目での差し引きが政府間で、ある程度現実性のある案として浮上してきた背景には、当事者たる在印資産所有者と両国政府との間に何らかの接触があったのではないだろうか。いわゆる「大口」所有者からなる在印資産返還期成同盟会（以下、同盟会とする）の動きは外務省資料には、ごくまれにしか出てこないが、その範囲でも同盟会は事態の打開に重要な役割を果たしたことが推測できる。

すでに1955年6月には、在印資産の「大口所有者」によるネルー首相への陳情も行われたが、56年7月以降の上記政府間交渉を背景に、同盟会はインド政府留保額について、具体的な提案をインド政府に行った形跡がある。57年1月16日付け吉沢大使か

ら岸大臣への公電では同盟会の提案をインド政府が受諾したことを、政府間文書にどのような形で残すかについて、日印政府間で意見が食い違っていることが示唆されている⁶⁴。同年4月付け外務省文書「在日インド財産問題と在印日本資産の返還問題」⁶⁵が、ある程度の情報をあたえている。それによると、在印資産返還期成同盟会は全資産の99%を占める「1万ルピー以上の大口所有者34名」が組織したもので、インド政府との間で折衝を進めている。円貨下落の補償率60倍という数字は「インド側も同意している。」また同盟会はインド人の預金額を独自に調査して、在日預金は終戦時に3,474,767円であったとしている⁶⁶。したがって返還すべき額はその60倍、すなわち208,486,047円で、大口所有者の在印資産総額の15%相当である。そしてこの文書は、同盟会が「この額をインド政府が管理費又はその他の名目で控除したうえ、在印資産を早期に返還するよう極秘裡に提案している」とする。同盟会は、在印資産の早期返還のために、インド人の預金額までを自ら調査していたようである。しかし、政府、外務省としては在印資産と在日資産は別問題であるという立場であり、そのために生じてきた交渉の停滞を打開するには、民間主体である同盟会に原則逸脱のいわば「汚れ役」を担ってもらおうということであったろう（公式文書にはその形跡がなるべく残らぬようにして）。

4. 在日インド資産の補償に関する「十条協議」

57年4月の上記文書では、まだ提案ないし交渉の段階であったが、同盟会も水面下で関与した円貨下落補償の措置について方向性が示されたことで（最終合意は58年3月）、在日インド資産問題は一步前進した。これから先の交渉は、インド人による資産返還、補償の申請をいかに迅速に審査し解決するかという点に絞られた。さきだつ1957年1月18日、インド大使館のマリック臨時大使は中川アジア局長に対して、インド人による申請に対して大蔵省が立証不足として約40件を却下したが、これにインドは不満であると伝えた。その際はじめて公式に日印平和条約第10条の規定を発動して両国間の協議を行うことが、マリック臨時大使によって提案された。「十条協議」が表立って両国間で提案されたのは初めてである⁶⁷。上記57年4月文書では、この時点で補償金支払い済み17件（1億1,037万円相当）、補償金額内示中7件（2,393万円相当）、補償請求却下11件、却下内示中57件、審査中26件、合計で118件である。

セン大使が世界食糧機構事務局長として転出した後、1957年に東京に赴任したC.S. ジャー大使⁶⁸は、57年7月9日大野外務次官と会見し、補償問題を抱えているインド人は「概ね在日インド人商人であり、これ等の者の不満が日印貿易関係に有形無形に影響を与えること」を危惧するとのべて、在日資産問題の善処を要求した⁶⁹。8月23日には同大使は板垣アジア局長と会見し、「インドのクレイマント代表が来日して、外務、大蔵と協議した」こと、「ボンベイのインド人間に生じかかっているイリテーション」の存在することを伝え、日本側が申請の立証に他の連合国に対するよりも多くの労力を使

うことは、インドに有利な扱いをしているとみられることにはなるまい、と日本側の対応を促した⁷⁰。

これまで日本側はインド人請求者によって提出された書類の不備を理由に、踏み込んだ審査を避けてきたが、それはサ条約第 26 条を意識して、連合国に対する扱い以上のことは避けたいという心理からくるものであった。ジャー大使は、審査手続きを整備することが、その結果はともあれインドの請求者だけでなく、サ条約署名国を納得させる道だと提議したのである。

こうしたなか、57 年 10 月に予定されるネルー首相の訪日は、在日インド資産問題に何らかの打開策を講ずる時期的な目安ともなった。アジア局第四課は 57 年 9 月 17 日付け文書「在日インド財産補償問題解決に関する措置案」で、ネルー首相訪日をひかえて、「日印両国関係に及ぼす影響を考慮し」大蔵省に大幅な協力措置を要請する必要があると述べている。53 年 11 月に補償の弾力化を打ち出した際と同様、ここでも在日連合国資産問題の所管省である大蔵省の同意が不可欠であった。両省の協議によって、日印平和条約第 10 条による「正式協議になれば、大蔵省としても或る面においては相当程度の緩和措置をとり得る」という合意点に到達することができた⁷¹。そして大蔵省は省議決定として、「十条協議」のもとでの最終処理基準として、以下のような 3 点からなる「弾力化」の基準を示した⁷²。(イ) 最近の数件を受理するが、それをもって請求事案受理の最終的な打ち切りとする、(ロ) 立証資料不在の場合は申請者による供述書で可とし、この裏付け調査を日本政府当局が行う (53 件請求額 3.7 億円分が該当する)、これにより立証責任の緩和を明白に認める、(ハ) 資産凍結解除時点まで存在していたことが「外国人取締規則による月例報告」によって確認できる動産は推定価額で補償する。こうした方針は 10 月 4 日から訪日中のネルー首相に藤山愛一郎外相を通じて伝えられた⁷³。

ネルーの帰国後、11 月 19 日には再びジャー大使と板垣アジア局長の会談がもたれ、十条協議の詳細が打ちあわせられ、その詳細を協議における *terms of reference* とするメモとして取りまとめた⁷⁴。12 月 26 日アジア局第四課はインド大使館のヘジュマディー等書記官から十条協議に同意する本国回答を受け取ったことを確認した⁷⁵。そして翌 58 年 1 月 17 日同課は 1 月 20 日のラール商務次官補の来日時にその詳細を詰めることとした。

ラールは 58 年 1 月 24 日板垣アジア局長、27 日田中大蔵省外国財産課長、30 日賀屋管財局長、ふたたび 2 月 1 日に板垣局長とたて続けに会見し、十条協議についての了解を固めた。このうち、1 月 24 日の会見・協議について詳しい記録がある⁷⁶。インド側の出席者にはラールの他にヘジュマディー等書記官、ランガチャリー敵産管理局次長、ヒレマート三等書記官に加え、インド人資産所有者の代理人であるサブナニ請求者連盟会長⁷⁷が含まれた。協議は非公式とされた。サブナニは次のような発言をした。「1941 年 7 月以降、外国人は自由に商売することができなくなり、何をするにも日本政府の許可が」

必要となった。「本国に引揚げる人は僅かの品物しか持っていけなかったし、また商品の或るものは、当時の状況から投売りされるような有様で」あったと訴えた。関連資料の中でインド人商人の側の証言として数少ないものである。サブナニが「投売り」と言っているもののなかには、「輸出組合」による買い上げがあった。インド側が「強制的」とみるこの買い上げについて、「十条協議」のなかで日本側はインド人商人だけが対象であったのではないこと、資金供給の手段でもあったこと、売却代金は凍結されておらず処分可能であったことなどをあげ、補償の対象とならないという立場をとった⁷⁸。ここでいう輸出組合は、本稿2で触れた日本綿糸布印度輸出組合のことであろう。資産返還請求者のなかにも、少なくとも6社の組合員がいたことはすでにのべた。

板垣局長は在印資産の返還についてこう語った。「この問題については貴方のランガチャーリー氏と在印資産返還期成会との間に銀行預金の金額（下線引用者⁷⁹）に関する話し合いが進行していると了解しているが、右の話し合いがつき次第在印日本資産は早急に返還されたい。」これに対してラールが、「（インド側の）金銭債権及び有体財産に対する補償問題が解決次第返還する」と答えた。これに対して板垣局長は「在印日本資産返還問題は在日印度財産補償問題とは全く別個の問題である点を貴方において十分認識されたい」と応じた。円貨下落の補填問題が解決しても、なお財産補償が解決するまで在印日本資産を「人質」にとろうとするラールの態度に板垣局長が強い口調で反論したようである⁸⁰。

その後藤山外相から那須皓大使（吉沢大使の後任）への伝達（58年2月4日⁸¹）、インド大使館との口上書の交換（2月4日、6日）などを経てインド大使館は交渉代表にヘジュマディー一等書記官、代表代理にJ. R. ヒレマート三等書記官を任命した⁸²。日本側の代表は三宅参事官である。4月1日以降、両国代表は個別申請の審査に入った。協議の完了はちょうど6カ月後の10月1日であった。1959年1月24日に協議終了についての日本側の口上書、同2月2日にインド大使館側の口上書が交換され完了の確認が行われた。最終的な支払いは同年3月17日におこなわれ⁸³、6月20日付けでインド大使館が「平和条約第5条に基づく日本側のあらゆる義務は正しく遂行された」旨の口上書を発出した。

「十条協議」完了後にアジア局（課名はない）が取りまとめた資料「在日インド財産補償に関する件」（昭和33年10月3日）によって、補償の全容をまとめてみよう。

取り上げられた補償事案合計94件（請求金額、12億5169万円）⁸⁴に対して支払い合意額約1億5636万円で、うち23件については補償金額がゼロであった。協議開始前に解決した27件（却下4件を含む）に対する支払い金額合計1億1588万（請求金額3億6850万円）を含めると在日インド資産補償総額は2億7224万円（請求金額約16億2019万円）となった。

こうした交渉過程をみれば、在印日本資産の返還を交渉の手札として、インド側が粘り強く利益を貫徹したといえるのではないだろうか。ネルーが放棄したものを商工省が

交渉で取り返したのである。

5. 在印日本資産の返還

在日インド資産の補償問題が十条協議のもとで解決に進む道筋がつけられるなかで、在印日本資産返還手続きも進行した。ここでも日本資産返還期成同盟会が重要な介在役を果たした。58年5月9日ニューデリーの日本大使館重光晶参事官はインド商工省副次官(Joint Secretary)K.V.ヴェンカタチャラム(Venkatachalam)にあてた書簡のなかで、「日本資産返還期成同盟会会長名による1958年3月15日付けK. B. ラール宛て書簡に対し、日印平和条約第4条のもとで返還される資産額についての上記同盟会による決定に対して、日本政府はいかなる異議も唱えない」と言明している⁸⁵。「大口所有者」である同盟会がラールとの間で、58年3月には返還額について何らかの合意に達したことが示唆されている。それを外務省が「追認」するかたちで最終的な返還作業が進められた。同盟会とラールのこの「合意」については詳しい資料は入手できていないが、これまでの交渉経緯からすれば、同盟会員に対する返還額に、なんらかの減額措置を施したものでなかろうか。この点は1953年2月現在での大口預金口座(表3)と、実際の返還額(以下の表6)との比較を後に試みて、この推論を検証してみたい。その前に返還手続きの実際について整理しておく。

返還手続きを巡る重要なポイントは、同盟会に属した法人⁸⁶とその他の預金所有者では、異なる手続きが取られたことである。同盟会所属のメンバー(23件)に対しては、58年7月15日、ボンベイの東京銀行もしくは三井銀行支店の非居住者勘定に、総額にして1,458万6,801.45ルピーがインド準備銀行小切手により振り込まれた⁸⁷。日本への送金が行われないことがインド政府との間で合意されていた。また、株式197,131株、公債2口および建物1件の返還も実現した⁸⁸。

その他の預金者(219件)については、日本政府が受領権利者を探し身元確認を行ったうえで、インド政府に通告し、受領権利者に返還するという手続きが取られた。その結果、1962年9月の段階で、219口のうち、164口が確認済み、55口が未確認であった。55口のうち、6口は権利者が判明し連絡中だが、49口については権利者が不明であった⁸⁹。なお、同盟会以外の預金については、日本への送金にインド政府が配慮することも合意されていた⁹⁰。

ここで同盟会員への返還とその金額について、やや詳しく検討してみよう。関連文書を見ると、同盟会員への返還に際しては、金額以外にもその用途について、ラールとの間で何らかの事前合意が交わされたと思われる。たとえば、重光参事官からヴェンカタチャラム商工省副次官への書簡には次のような文言がある。すなわち「商工省次官補K.B.ラール氏が1958年1月27日の東京会館におけるスピーチで示唆したように、返還される基金(fund)は、できうる限り両国の利益に資するよう、インドにおけるビジネ

スに活用されるものと理解している」と述べている⁹¹。

ヴェンカタチャラム商工省副次官から那須駐印大使にあてた書簡の付属文書として、242 件の返還対象者と返還額の一覧表がある。そのなかで、220 番から 242 番の 23 件が同盟会員である⁹²。うち 4 件は個人名の口座である（表 6 に？で示した。個人名が同定できないので預金額との対比も不可能である）。

表 3 の預金額と対照してみると、いくつかの点が指摘できるが、現在のところ解明できない問題も残される。要点は以下の 2 点である。まず、1 万ルピー以上の預金残高を持つ法人のほとんどは同盟会員であることが確認できる。しかし例外がある。Mitshubishi Shoji Kaisha（三菱商事）と Indo Japanese Trading Co. Ltd の 2 法人である。両社は預金返還のリストにも登場しない⁹³。同盟会員ではむろんないが、表 3 に現われているカールの日本公使館の預金は返還されている。この 3 件を除けば表 3 の法人はすべて表 6 に含まれている⁹⁴。

第二に現段階ではその理由は明らかではないが、1953 年 2 月末段階での預金額と返還額との差額が、法人によってプラスとマイナスがあり、しかもその額の預金に対する比率が一定でないことである。53 年と返還時との 5 年の差で説明するには、法人間の差があまりに不規則である。インド政府が提供した 53 年 2 月末時点の情報が不正確であったのであろうか⁹⁵。

ともあれ法人全体で見れば返還総額は合計預金額より約 84 万ルピー少なく、これは合計預金額の 5.7%ほどに当たる。返還額が預金額を大幅に上回っているのは、Gosho Kabushiki Kaisha Ltd.(合商株式会社)、Kishimoto Shoten Ltd.(岸本商店)、Nippon Menkwa Kabushiki Kaisha(日本棉花)の 3 社である⁹⁶。他方、返還額からかなりな減額がなされているのは、Mitsui Bussan Kaisha Ltd.(三井物産)、Toyo Menka Kaisha Ltd.(東洋棉花)、Yokohama Specie Bank（横浜正金銀行）の 3 社であり、とくに横浜正金銀行の減額が突出している。

同盟会がインド政府といかなる交渉をしたのか、また同盟会の会員内部において返還額に関する調整が行われたのか、現時点で入手し得た情報では判断材料に不足している。そのなかで筆者が藤井毅、松本脩作、内藤雅雄の 3 氏とともに作成に参加した日印協会三角佐一郎氏の談話記録に、返還作業の苦心が語られている[三角ほか 2008 : 124-6]。

また、同盟会のメンバーであった東棉については、[東棉四十年史編纂委員会 1960: 215]が資産返還について次のように記述している。「昭和三十三年七月、太平洋戦争における当社の在インド資産の一部が返還された。返還された資産はインド貨二七〇万ルピー強であり、用途の制限および日本への送金が認められてないため三井、東京両銀行のボンベイ支店におのおの定期預金として預入された。」返還額や手続きについて、外務省資料と一致している。『横浜正金銀行全史』第 5 巻（下）にも、インド政府からの「好意ある返還」に触れた個所がある⁹⁷。そのほか筆者が現在までに参照したいくつか

の公刊社史（三井銀行、台湾銀行、第一銀行、日本棉花、三井物産、三菱商事の6社、参考文献参照）には、インドからの資産返還について触れたものはない。上記三角氏の談話録[三角ほか 2008:126]には、東棉については、役員が「あのお金で助かりました」と礼を述べた逸話が紹介されているが、社史の記録に残されていることが、その重要性を裏書きしている。

番号	法人名	預金額	返還額	預金額との差額
220	Bank of Taiwan Ltd.	1,345,253	1,274,673	-70,580
221	Dai Ichi Ginko Ltd.	26,886	24,740	-2,146
222	Gosho Kabusiki Kaisha Ltd.	511,493	1,713,951	1,202,458
223	Hasegawa Boeki Kaisha	233,024	214,215	-18,809
224	?	?	162,414	
225	Japanese Association	60,297	48,126	-12,171
226	?	?	154,372	
227	Kishimoto Shoten Ltd.	18,352	406,262	387,910
228	Mitsui Bank Ltd.	684,635	729,236	44,601
229	Mitui Bussan Kaisha Ltd./Bridgestone/Wool Dept	1,380,944	1,007,817	-373,127
230	Nissho Ltd.	94,678	75,698	-18,980
231	Nippon Menkwa Kabushiki Kaisha	1,123,178	2,970,694	1,847,516
232	Nichi-In-Shokai	56,578	66,223	9,645
233	?	?	41,125	
234	Nichizui Trading Co. Ltd.	35,578	32,707	-2,871
235	One Hundredth Bank	30,269	156,750	126,481
236	Shimada (Shima?) Trading Co. Ltd.	106,062	74,180	-31,882
237	Toyo Menka Kaisha Ltd.	3,628,691	2,743,879	-884,812
238	Tokio Marine & Fire Insurance Co. Ltd.	113,142	113,629	487
239	Taisho Marine & Fire Insurance Co. Ltd.	29,522	34,896	5,374
240	?	?	445,531	
241	?	?	30,399	
242	Yokohama Specie Bank Ltd	6,493,108	2,065,284	-4,427,824
合計			14,586,801	
合計*		*14,590,746	*13,752,960	-837,786

出所: 預金残額は表2参照。返還額はNo.48(31)-E. Pty./56, Secretary, Commerce & Industry, Government of India, dated the 15th July 1958, Statement I から。

注: * 法人のみの合計値

おわりに

返還交渉の過程を克明に追うなかで、第4条の在印日本資産の返還と第5条の在日インド資産の返還ないし補償の問題が、絡み合って展開せざるをえない背景が理解でき

た。特にインド政府は、第4条と第5条を早い時期からひとつのセットとして認識していた。

インド国内の意思決定過程をみると、細部を知悉しないネルー首相（兼外相）をトップに、外務省極東局そして出先のインド大使館という外務省の系列と、在印日本資産を管理するとともに、在日インド資産所有者の「圧力」を直接に受けるインド商工省という、官僚組織内のふたつの系列が存在した。いずれもその幹部は、カウル、ラール、ジャーらのインド文官職(ICS)の官僚である。インド側において、外務省ではなく商工省が問題解決のカギを握っていることが日本側に明らかになったのは、交渉が開始されてからしばらくして後であった。当時のインド外務省で対外経済関係を主として担当していた B.K.ネルー（やはり ICS で、ネルー首相の甥にあたる）は、外務省は世界平和や全人類の福祉といった高邁な任務に携わるのであり、貿易や投資といった「下等な問題 (lowly matters)」は、端下の役人の仕事だと軽蔑していたと皮肉っている[Nehru 1997: 261]。在日インド資産問題に関する日本外務省の口上書が1カ月してもインド大使館から本省に届いていなかったこともあった。トップであるネルーの体質の伝染であろうか。さかのぼって日印平和条約締結交渉の過程においても、インド商工省は在日インド資産返還ないし補償の見通しが無い状況での在印日本資産返還に反対したが、ネルー首相がそれを押し切って締結に向かったといわれている。こうした事情があったとすれば、7年半の資産返還、補償交渉は、ネルーが放棄したものを、商工省および在日資産所有者が交渉を通じて取り返したものと描くことも可能である。

日本側の事情としては、在日インド資産あるいは一般に在日連合資産を管理する大蔵省と、対印関係から問題の処理を図ろうとする外務省（特に担当課であるアジア局第四課、さらには直接にインド側の意向に接する日本大使館を含めて）の方針の食い違いを調整するためにはかなりな時間を必要としたという、官僚機構特有のこみいった意思決定過程も指摘できよう。振り返ってみれば、インドとの接触の最前線にあった日本大使館および外務省アジア局第四課では、すでに1953年末、在印日本資産の早期返還の実現には、在日インド資産補償の「政治的な」解決以外ないという連関を理解していた。しかし外務省、大蔵省も含めて日本政府が全体としてそうした方向で最終的な意思決定に至るには、さらに5年を必要とした。

関係省庁の中でも特に大蔵省が在日インド資産の補償に関して「柔軟な」姿勢に転換できなかった最大の理由は、サ条約の存在であった。インド資産の補償に当たって、サ条約に規定された連合国への補償基準といかにバランスを取るかという配慮が、日本側において大きな比重を占めた。日本政府の対インド政策は、サ条約というより大きな枠組み（ほぼ対米関係に等しい）の制約のもとにあった。だがインド側は、日印平和条約の締結に当たって、在印日本資産の無条件返還をはじめ、日本にはサ条約よりも有利な条件を与えたと考えていたから、サ条約を絶対視するかにみえる日本側の態度は不満で

あった。また、在日インド資産補償請求者の多くを占めた、戦前から繊維品など日本商品の輸出にかかわった貿易商への日本側の態度も概して同情的ではなかった。同情的でないということは、彼ら貿易商の活動が、戦後の日本経済にとって必要不可欠なものとはみなされていなかったという事態の反映でもある。すでにガット第 35 条問題に関連してみたように、戦後日本は、インド市場に消費財の「氾濫」をひきおこす国ではなく、資本財の供給国として自己を規定していたのである。

日本政府が「十条協議」というかたちで最終的に在日インド資産補償の柔軟化に同意したのは、在印日本資産返還を求める同盟会のインド政府（とくに商工省）との水面下交渉によって、インド側がこだわる円貨下落問題への迂回的な解決が可能となったこと、ならびに在日インド資産補償問題の未解決が、ガット第 35 条の援用問題や通商協定交渉など、日印間の通商関係にまで悪影響を及ぼしかねない状況を認識したためであった。第二次 5 カ年計画の発足とともに野心的な公共投資にのり出そうとするインドは、日本の機械、プラント、重化学工業製品の輸出市場として無視できない存在であった。こうした 50 年代半ばの通商上の要請が、日本政府をして過去の「清算」に踏み切らせた背景であった。

結論としていえば、日本側にとってみると、資産返還交渉は、日印平和条約の第 4 条、第 5 条を実質化することによって、政府レベルにおける日本の対インド「戦後処理」を完結するとともに、1950 年代の半ばに本格化するインドの経済建設に、日本が官民をあげて関与する足掛かりを築くという、日印関係の過去を未来につなぐ重要な意義をもった交渉であった。

<注>

¹ 在印日本資産および在日インド資産の返還(後者の場合、多くが補償)に関して以下に用いる外務省資料は、筆者が情報公開第 00864 号(平成 15 年 5 月 7 日)および同 01715 号(平成 15 年 10 月 30 日)によって開示を受けたものである。第 00864 号では個人名、法人名ともに非開示であったので、あらためて第 01715 号により法人名のみを開示を受けた。これらの外務省資料については、作成部局、資料名、作成日の順で逐一示すことにする。

² 以下は主として外務省「日印交渉記録」昭和 28 年 9 月(既公開資料[B'0019])による。以下[記録]と引用する。

³ 外務省アジア局第四課「最近のインド情勢—特に我が国との関係について」昭和 28 年 10 月 10 日、35 ページ。

⁴ *Parliamentary Debates, Part 1, Questions and Answers, Vol. I, No.2, Friday 8th February, 1952, Column 72.* サ条約より有利な扱いを非署名国に与えてはならないというサ条約第 26 条への日本政府のこだわりは、在日インド資産返還、補償交渉における障害となった。

⁵ 日本外務省資料は「在印日本資産」と「在日インド財産」と使い分けるが、本稿では「資産」で統一する。

⁶ 以上は外務省国際協力局第四課「在日インド財産の返還及び補償の現況について」昭和 28 年 10 月の該当部分を要約。4 件のうち 1 件は日商株式会社、3 件は株式会社小西商店の株式で、すべて個人名での所有であった。いずれも住友信託銀行が管理者で 53 年 7 月には

返還されている（同上）。また、アジア局第四課「インド人の在日財産に関する件」（昭和27年5月31日）によると、敵産とみなされた27件（1,519,000円）の預金は大蔵省告示第70号により敵産から解除された。同日の大蔵省告示71号は、資金凍結令にもとづく大蔵省告示285号（41年7月28日）による指定国の範囲からもインドを除外した。「印度人ノ敵産管理法及外国人関係取引取締規則上ノ地位ニ関シ大蔵省係官（外資局総務課山下事務官）トノ会談ニ関スル件」昭和一九、一二、二九、条約二課）[アジア歴史資料センター B02032929000, Reel No.A-1201(0615)]。この資料については次注も参照。

⁷ インドのほか、フィリピン、香港、英領ボルネオ、ビルマ、英領マレー、オランダ領東インドが敵産扱いを除外された。「帝国ノ戦争目的ヲ理解シ大東亜建設・協力スル多数ノ「インド」人ニ対シテハ右法令（註 敵産管理法及資金凍結令）ノ適用ヨリ除外シ事務的取扱ニ就テモ敵国人ト為サザルコト」（二月廿六日情報局発表）とされた[アジア歴史資料センター B02032929000, Reel No.A-1201(0614)]。この資料では、台湾総督府外事部長代理による問い合わせを受けて、インド人に対して国内ですでに実施されている敵産管理および資産凍結令対象除外の法的根拠に関し、外務、大蔵両省が44年4月から12月にかけて改めて見解の突き合わせを行っている。法令解釈上の困難は「国」を前提とした上記法令が「インド」にも適用可能や否やという点にあった。もちろんこの時、日本政府は「自由インド仮政府」を「承認」していたが、「仮政府」の存在はこの議論の中にはまったく現れない。インド人に対しては「独立ノ印度国籍ナルモノ存セザル今日ニ於テハ」「実際の措置トシテ・・・除外スルノ方法ニ依ル外ナカルベシ」という曖昧模糊とした解釈をとらざるを得なかった。他方でフィリピンとビルマは「独立国」とみなされている[同 Reel No.A-1202(0615)]。この問題は「仮政府」の合法性という[長崎 1991]の問題提起とも深くかかわっている。

⁸ 敵産管理や資産凍結の対象ではなくとも、日本の参戦後も日本に滞在したインド人は「外国人取締規則による月例報告」によって所有財産を報告する義務があった。在日インド資産の補償交渉の最終段階で、この月例報告は重要な証拠として用いられた（アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する日印平和条約第十条に基く協議（第一回）議事録」昭和33年4月1日）。

⁹ 敵産解除の1943年3月1日は、ここでいう「インド国民軍」がモーハン・シンを司令官とするものにせよ、後のスバス・チャンドラ・ボースを司令官とするものにせよ、いずれにしても編成された時期にはあたらない（注7参照）。国際協力局第四課「在印日本財産の返還促進に関連する在日インド財産の補償の原則緩和に関する件」昭和28年12月21日にも、スバス・ボースとこの決定とを結び付けている。戦後の事後的解釈であろう。

¹⁰ 以下の詳細は高裁案「在印日本資産の返還に関する件」（昭和27年7月16日起案、昭和27年7月29日決済）による。

¹¹ 財産のうち現金化されたものを含むか否か、日本資産のすべてが網羅されているか否かなど不明な点を含むと高裁案には記されている。

¹² 5,388,600米ドル、約19億4千万円と換算されている。換算レートは1ドルが約4.8ルピー、1ルピーは75.6円である（1米ドルが360円であることはいままでのない）。

¹³ アジア局第四課「在印日本資産返還交渉の経緯」（1953年10月23日）。同文書によると外務省は西山構想に代えて政府支出による「日印会館基金」5億円の新規予算要求をしたとされている。

¹⁴ *Parliamentary Debates, Part I, Questions and Answers*, Vol. III, No.4, Monday 10th November, 1952, Column 153-4。質問者は前者が Ram Subhag Singh、後者が N. Sreekantan Nair である。『朝日新聞』（1952年11月11日付け）がネルーの答弁を報道している。

¹⁵ 以上は、1953年中、第四課が2度にわたり在印日本資産返還交渉の経緯についてとりまとめた「在インド日本財産返還交渉の経緯」（5月26日）、および「在印日本資産返還交渉の経緯」（10月23日）による。商工省部内の相殺論の根拠は、ルピーに比較して円貨の下

落が甚だしいこと、第5条に基づくインド資産の返還・補償が期待ほどでないことであった。いずれも平和条約交渉以来、くすぶり続けた議論である。

¹⁶ アジア局第四課「最近のインド情勢—特に我国との関係について—」（昭和28年10月10日）でも、インドは資産約2千万ルピー（15億円）の資産別種類別、所有権別の内訳を日本側に通知してきたにとどまり、インド側はこの問題の処理を在日インド人資産の返還、補償（第5条）、戦前の対日請求権交渉（第8条）と関連させようとしていると分析している。1954年に入るとこうしたインド側の姿勢はより明瞭になる。

¹⁷ 日本側（大蔵省）の調査では29,660,285ルピーであった。いずれもアジア局第四課「在インド日本財産返還交渉の経緯」（昭和28年5月26日）から。大蔵省の調査は省令第95号による日本の在外資産全般に関する調査である（同「在印日本資産返還交渉の経緯」昭和28年10月23日）。

¹⁸ [No.48(31)-E. Pty./56, S. Ranganathan, Secretary, Commerce and Industry, Government of India to Shiroshi Nasu, Ambassador of Japan in India, 15th July, 1958]による。返還時点でIISCO株式はIndo Japanese trading Co. Ltd.が17万株、Kishimoto Shoten Ltd.が21,974株、個人3名合計で4,932株、Kabbur Dyes 株は625株、合計で197,131株であった。

¹⁹ 日本棉花のボンベイ支店の現地名である[日綿実業株式会社社史編纂委員会 1962: 101]。

²⁰ ただしアフガニスタン、カブルの日本公使館の預金残額が含まれている（表3番号72）。

²¹ 上記総額の中には、当時パキスタンに存在していた日本資産は含まれていない。パキスタンへの移譲後に、インドが管理したのは総額で20,679,000ルピーとなる。表2よりも約100万ルピーほど少ない。非流動資産の評価額の変動によるものであろうか。

²² アジア局第四課「在印日本資産返還問題交渉経緯」昭和30年6月10日。

²³ 国際協力局第四課「在日インド財産の返還及び補償の現況について」昭和28年10月。

²⁴ 同上。

²⁵ 国際協力局第四課「在日インド財産の返還補償状況について」昭和28年9月2日。

²⁶ 同上。インド側の主張の論拠は、インド人に対して適用条件を緩めることは、平和条約第5条の文言と矛盾しない、「不利でない」という文言は同条件の適用を意味しないというものである。当時インド大使館で（1953年夏まで）、在日インド資産問題を扱っていたのは、K. R. ナラヤナン(Narayanan)二等書記官、のちのインド共和国ナラヤナン大統領である。

²⁷ 出席者は大蔵省が外国財産補償課長、同管理課長、外債課係員、外務省がアジア局第四課長、国際協力局第四課長ほかであった（国際協力局第四課「在印日本財産の返還促進に関連するインド財産の補償の原則緩和に関する件」昭和28年12月21日）。日本側からすると、インド資産を「敵産扱い」としたことは、インド側に対するひとつの「譲歩」であったが、それが実際の返還や補償と結びつかない段階では、インド側に対して説得的ではなかった。

²⁸ 「岡崎大臣発西山大使宛、協四第一七七号」（昭和28年9月2日）では、「インド大使館経由の補償請求が数件あるが、いずれも立証不十分で、請求権が成立せず返却したので、正式に受付けたものはない」とある。

²⁹ 「在日インド財産の補償問題に関する件」昭和29年7月10日。本資料には作成部署名がないが、国際協力局第四課であろう。1ルピーを75円、1ドルを360円で換算して補償請求総額1,233,408,753円50銭としている。また請求額は額面や預金金額を機械的に100倍や200倍したものが大部分であるとされる。

³⁰ IC-4 No.2107, Note Verbale, Embassy of India in Japan, 22nd March 1954.

³¹ 国際協力局第四課「日印平和条約第五条に基く返還補償に関し、在本邦インド大使館より照会の件」（昭和29年4月5日）によれば、インド人学生協会所有地はA.M.サハイとR.B.ボース他1名の所有になる170坪の土地で、日本側では管理していない。またインディア・ロッジもサハイ他数名の所有地で、インド人学生会館であったものが戦災で焼失、管理人「マンガンマル」から戦後「渡辺某」が彼の同意を得て住宅を建て借家としたもので、政

府による「返還」の対象ではない。外務省は兵庫県および神戸市と協議の結果、土地を「渡辺某」に買い取らせ、学生会館として別の土地を斡旋したと述べている。

³² 5月6日の日本外務省口上書は6月10日になってもインド外務省に届いていなかったという事実も判明した（印第四九二号 西山大使発岡崎大臣宛 昭和二十九年六月二十八日付）。インド外務省関係者の問題への関心の薄さを示すものであろうか。

³³ 同上。カウル局長は、円貨下落の補償がサ条約26条との関係で困難であるという三宅参事官の説明に、その「困難があることは理解しえざるに非ずと述べた。」

³⁴ No.T.S.5(31)/54.3182

³⁵ 国際協力局第四課「在京インド大使館よりの口上書に関する件」昭和29年9月20日。9月15日、16日のインド大使館口上書への正式回答は翌55年2月4日付け口上書（協四第二八号）によって行われたが実質的な内容は事前にインド政府に伝えられた。ルピー貨での支払いも拒否した。

³⁶ 第三六四号、三宅臨時代理大使発重光大臣宛、昭和29年12月11日。

³⁷ 英文名は、A R J P I (Association for the Recovery of the Japanese Property in India)。

³⁸ 国際協力局第四課「在アジア太平洋地域公館長会議説明資料」昭和30年2月23日。本省から発信の協四第四九号重光大臣発三宅臨時代理大使宛（昭和30年3月25日）でも、さらに2件の審査が終了した旨連絡がある。

³⁹ Aide Memoire, Embassy of India in Japan, Tokyo, April 14, 1955

⁴⁰ Aide Memoire, Tokyo, May 10, 1955

⁴¹ K.B.Lall の発言である[Aide Memoire, Embassy of India in Japan, Tokyo, April 14, 1955]。

⁴² 相殺への反対論は国際協力局第四課「在日インド財産の補償と在印日本資産との相殺に関する対印回答振りに関する件」（昭和30年3月24日）が詳しい。主な論点は、日本資産総額は明確だがインド資産総額ないし補償総額は不明である、連合国に対しても補償はケース・バイ・ケースに処理している、日本資産は所有者に返還さるべき私有財産である、あえて相殺すれば国内補償の問題を引き起こし影響が大きい、以上の4点である。

⁴³ 日本政府が第二次大戦中、日・タイ協定（1942年4月22日）により借り入れた形となっていた特別円残高15億円に対して55年7月9日の協定で150億円（うち現金54億円）をもって返済するという「政治解決」を行ったことを指している。

⁴⁴ 第一五四号 三宅臨時代理大使発重光大臣宛 昭和30年5月27日。

⁴⁵ アジア局第四課「在印日本資産返還問題交渉経緯」昭和30年6月10日。

⁴⁶ 同上。さらに、第一六二号 三宅臨時代理大使発重光大臣宛 昭和30年5月30日、第一八五号 三宅臨時代理大使発重光大臣宛 昭和30年6月11日 を参照。三宅臨時代理大使は、たとえば、インド人資産補償の立証に財産所有地の警察、住民などの証言を利用する、補償法の運用に「手心を加える」、総体として政治的な解決を図りガット加盟問題へのインドの支持をうるなどである。三宅喜二郎は西山、吉沢両大使の交代に伴う空白期間に臨時代理大使を務め、ラールらとの密な接触を保ち、インド側から信頼を受けていたことがうかがわれる。本省帰任後参事官を務め在日インド資産補償処理にもかかわった。

⁴⁷ 第一八五号 三宅臨時代理大使発重光大臣宛 昭和30年6月11日。

⁴⁸ 第一一八号 重光大臣発在印三宅臨時代理大使宛 昭和30年6月14日。アジア局第四課は、大使交代のこの時点で在印日本資産返却交渉に関する経緯報告を続けて刊行している。昭和30年5月22日付けの「在印資産の内訳」および6月10日付け「在印資産返還問題交渉経緯」である。吉沢大使は後の談話で、インド在任中の課題として日印財産返還問題、特定国への適用除外を定めたガット第35条の日本への援用問題、通商協定の締結の三つを挙げている。皮肉にもこの3課題すべてが彼の帰任直後の1958年内に決着した[内政史研究会 1975: 210-212]。

⁴⁹ 第二二五号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和30年7月15日。

⁵⁰ 印第一一二五号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和30年9月26日。『朝日新聞』（1953年11

月 26 日夕刊) は、セイロン上院を日本財産一部返還の法律が通過と伝える。「一部」とは、日本軍の作戦による損害の補償を含むからである。

⁵¹ 第六七号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 4 月 10 日。

⁵² 同上。

⁵³ 第六四号 重光大臣発在インド吉沢大使宛 昭和 31 年 4 月 17 日。

⁵⁴ 第七六号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 4 月 23 日。

⁵⁵ 第七三号および第七四号 重光大臣発在インド吉沢大使宛 昭和 31 年 4 月 25 日。

⁵⁶ 第一一六号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 5 月 24 日。

⁵⁷ 第一一七号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 5 月 24 日。吉沢大使が在日インド資産問題の解決を重視したのは、インド側の補償要求に同情的であったからではない。後日の談話では、在日インド資産補償交渉について、「インド人というものは、・・・ジュウ以上に商売抜目が無いことに定評」があり、「そういう連中は、何もしなかった者が、どこの空襲のときに焼けたとか何とかいうことを終戦後に申告してくるわけなのです。・・・中には立証出来ないものも」あり、と苦心のほどを語っている[内政史研究会 1975: 211]。

⁵⁸ 吉沢大使と対印長期クレジット(円借款)への関与については、ネルー首相訪日時の外務省説明資料「岸総理との会談に関する説明資料」昭和 32 年 10 月[A'0145]に詳しい。

⁵⁹ 「ネルー首相・藤山大臣会談における日本側提出議題」昭和 32 年 10 月 7 日[A'0145]。10 月 8 日の会談では、ネルー首相が第 35 条の内容をよく知らないと言っていると正直に告白する場面があった。

⁶⁰ 第一二九号 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 6 月 7 日。平和条約第 2 条の通商条項は、交換公文で延長する手続きがとられた。正規の通商条約は 58 年 1 月に締結された。

⁶¹ 第一一七号 重光大臣発在インド吉沢大使宛 昭和 31 年 6 月 14 日。ヘジマジは D.Hejmadi (一等書記官、商務)である。

⁶² 第一一八号 重光大臣発在インド吉沢大使宛 昭和 31 年 6 月 15 日。

⁶³ 印第九〇八号公信写 吉沢大使発重光大臣宛 昭和 31 年 7 月 20 日。

⁶⁴ 印第二三号交信写 吉沢大使発岸大臣宛 昭和 32 年 1 月 16 日。日本側は同盟会の関与を文書に書き込むことに反対している。同盟会会長の姓は田中と記されている。三角佐一郎氏の談話録である[三角ほか 2008: 124]には、同氏とともに資産返還のために委員会を組織した田口八郎の名が挙げられている。外務省資料は田口の誤りであろうか。

⁶⁵ 日付、作成部局名は欠落。

⁶⁶ 本稿表 1 に示された開戦から約半年前の預金総額 7,500 万円の約 45%にあたる。

⁶⁷ アジア局第四課「在日インド財産クレーム問題に関しマリック臨時代理大使、中川局長来訪の件」昭和 32 年 1 月 18 日。

⁶⁸ ジャー大使の東京駐在中の記録について回想録[Jha 1983: 329-339]を参照。このなかでジャーは、日本のガット加盟を本国政府に強く勧め、「1957 年の総会ではインドはこれまでの態度を翻して日本の加盟に賛成した」、在日インド資産交渉では、インド外交職(IFS)の新人であったジャグディッシュ・ヒレマート(Jagdish Hiremath)が日本側との協議に当たって尽力した、などと述べている。前者については、日本のガット正式加盟は 55 年であり、ジャーの記憶違いであろう。第 35 条問題と混同しているのかもしれないが、インドが同条項の援用を撤回したのは翌 58 年である ([内田・堀 1961: 166-176])。

⁶⁹ アジア局第四課「在日インド人財産問題について大野次官・ジャー大使会談の件」昭和 32 年 7 月 9 日(大野次官口述)。

⁷⁰ アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関するジャー在京インド大使・板垣アジア局長会談要旨」昭和 32 年 8 月 23 日。

⁷¹ 高裁案「在日インド財産補償問題に関する件」昭和 32 年 10 月 2 日起案、10 月 3 日決済。

⁷² アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する件」昭和 32 年 10 月 11 日。

⁷³ 「ネルー首相・藤山大臣会談における日本側提出議題」昭和 32 年 10 月 7 日[A'0145]。

⁷⁴ アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関するジャー大使・板垣局長会談要旨」昭和32年11月20日。同「在日インド財産補償問題に関する件」昭和32年11月29日（上記Memo添付）。

⁷⁵ アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する件」昭和32年12月26日。

⁷⁶ アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する件」昭和33年1月24日。

⁷⁷ この人物自身は補償請求者ではない（アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する日印平和条約第十条に基く協議（第二回）議事録」昭和33年4月9日）。サブナニは十条協議にも58年5月20日以降、オブザーバーとして出席した。

⁷⁸ アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する日印平和条約第十条に基く協議（第二回）議事録」昭和33年4月1日。

⁷⁹ 「銀行預金の金額」とはいうまでもなく返還さるべき在印預金残高であるが、文言ではぼやかされているのではなかろうか。日本側は在印資産と在日資産は別問題という原則であるから文中に明示するには躊躇があろう。

⁸⁰ 議事録のこの部分では、板垣発言の下書きがより強硬なトーンに、わざわざ書き直されている。本省に戻っている三宅参事官も局長発言を支える形で同趣旨の発言をした。

⁸¹ この文書にも板垣・ラール会談について「金銭債権補償について印度側と期成会との間に、予め打合せのフォーミュラーにより意見の一致を見た場合は、直ちに在印日本資産を返還されたいと再三要望したところ（下線引用者）、ラールは最善の考慮を払うべしと答えた」という一節がある。

⁸² アジア局第四課「在日インド財産補償問題に関する日印平和条約第十条に基く協議の推進要領（案）」昭和33年3月29日。インド側は最終的にランガチャリー敵産管理局次長を交渉要員からはずしている。

⁸³ アジア局第四課「在日インド財産補償問題の完結に関する件」昭和34年3月25日。

⁸⁴ 1954年7月初めまでに88件であったことは既述したが、その後氏名のみを受理したものなかからの追加的請求が届いたので、最終的には94件となった。

⁸⁵ Akira Shigemitsu, Counsellor to K.V. Venkatachalam, Joint Secretary, Ministry of Commerce and Industry, Government of India, May 9, 1958.

⁸⁶ 表6に示すように、法人以外にも個人の資格で5名が同盟会に参加していたと思われる。

⁸⁷ 日本政府の預金残額（カーブル公使館ほか個人名義の2件）も同じ手続きによって返還された[MCI/6/4845/58. Akira Shigemitsu, Counsellor to K.V. Venkatachalam, Joint Secretary, Ministry of Commerce and Industry, Government of India, July 15, 1958]。

なお、ボンベイの東京銀行支店は1953年12月開設[東銀史編集室 1997: 56]、三井銀行は53年3月にボンベイに駐在員を派遣、55年5月に支店を開設した[三井銀行八十年史編纂委員会 1957: 445]、[三井銀行一〇〇年のあゆみ編纂委員会 1976: 234]。

⁸⁸ アジア局南西アジア課「在印日本財産の返還について」昭和37年9月。内容は「1.在印日本資産の全容」の部分参照。58年5月にアジア局第四課は同南西アジア課に改称。

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ MCI/6/4850/58. Akira Shigemitsu, Counsellor to K.V. Venkatachalam, Joint Secretary, Ministry of Commerce and Industry, Government of India, July 15, 1958

⁹¹ MCI/6/4845/59. Akira Shigemitsu, Counsellor to K.V. Venkatachalam, Joint Secretary, Ministry of Commerce and Industry, Government of India, July 15, 1958.

⁹² No.48(31)-E. Pty./56, S. Ranganathan, Secretary, Commerce & Industry, Government of India to Shiroshi Nasu, Ambassador of Japan in India, dated 15th July, 1958 および Custodian of Enemy Property (R.N. Philips) to the Ambassador of Japan in India, Bombay 15th July, 1958 (No.1).

⁹³ 株式の返還は行われたので、Indo Japanese Trading Co. Ltd.が保有していたIISCOの株式は返還されているものと考えられる。

⁹⁴ ただし、表3のShima Trading Co. Ltd.と表6のShimada Trading Co. Ltd.を同一の法人としてみた。

⁹⁵ [三角ほか 2008:125]では、会社資産が個人名である場合も多かったと指摘されている。しかし、返還時に会社名で口座を名寄せした形跡もないので、この要因も考えにくい。

⁹⁶ ひとつの仮説は、岸本商店は保有株式、日棉はボンベイ支店の不動産の売却が考えられるが、その他の法人の預金額に対する返還額の増加を説明することはできない。

⁹⁷ 横浜正金銀行は閉鎖機関となり、普通銀行として47年1月東京銀行へ改組されたが、清算過程での残余財産をもって新会社日本中央地所株式会社が設立された。その設立趣意書（昭和38年8月）のなかで在印資産の返還に触れている[東京銀行1983:266]。

<参考文献>

外務省外交史料館公開資料

A' 0145 ネルー首相関係

B' 0019 日印平和条約関係一件

アジア歴史資料センター資料

大東亜戦争関係一件/第三人（枢軸国ヲ含む）權益ノ保護引揚並安否問合関係 4 台湾/（イ）インド人の部[B 02032929000, Reel No.A-1201(0602-0615)]

日本語新聞

『朝日新聞』1952年1月30日、2月24日、11月11日；1953年11月26日（夕）

日本語文献

内田宏・堀太郎[1961]『ガット—分析と展望—』日本関税協会.

籠谷直人[2000]『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会

第一銀行八十年史編纂室 [1957]『第一銀行史』（上・下）第一銀行.

台湾銀行史編纂室 [1964]『台湾銀行史』台湾銀行史編纂室.

東京銀行[1983]『横浜正金銀行全史 第五巻 戦時経済下の為替金融と正金の改組・清算』（上・下）東京銀行.

東銀史編集室 [1997]『東京銀行史—外国為替専門銀行の歩み—』東銀リサーチインタナショナル.

東銀史編集室 [1997]『東京銀行史—資料編—』東銀リサーチインタナショナル.

東棉四十年史編纂委員会 [1960]『東棉四十年史』東洋棉花.

内政史研究会 [1975]『内政史研究資料 第一六五、一六六、一六七、一六八、一六九集

吉沢清次郎氏談話速記録』.

長崎暢子 [1991]「自由インド假政府をめぐって—第二次世界大戦におけるインド民族運動と日本—」『東洋史研究』第50巻第2号、33-57.

日綿実業株式会社社史編纂委員会 [1962]『日綿七十年史』日綿実業.

三井銀行八十年史編纂委員会[1957]『三井銀行八十年史』株式会社三井銀行.

三井銀行一〇〇年のあゆみ編纂委員会[1976]『三井銀行 一〇〇年のあゆみ』株式会社三井銀行.

日本経営史研究所[1976]『挑戦と創造 三井物産一〇〇年のあゆみ』三井物産株式会社.

三菱商事会社[1986]『三菱商事社史』（上・下）三菱商事会社.

三角佐一郎ほか [2008]『回想の日印関係 三角佐一郎談話録』東京外国語大学地球社会

先端教育研究センター「史資料ハブ地域文化研究拠点」.

英文文献

- Jha, C.S. [1983] *From Bandung to Tashkent, Glimpses of India's Foreign Policy*, Madras: Sangam Books (India).
- Nehru, B.K. [1997] *Nice Guys Finish Second*, New Delhi: Penguin Books India
- Parliamentary Debates, Part 1, Questions and Answers*, Vol. I, No.2, Friday 8th February, 1952, Column 72; Vol. III, No.4, Monday 10th November, 1952, Column 153-4
- Parthasarathi, G. (ed.) [1986] *Jawaharlal Nehru Letters to Chief Ministers* Vol. 2 1950-1952, Delhi: Oxford University Press. ([LCM2]として引用)
- Sato, Hiroshi [2005] "India Japan Peace Treaty in Japan's Post-War Asian Diplomacy" *Minami Ajia Kenkyu* (South Asia Studies), Japanese Association for South Asian Studies (JASAS), 1-20.